

# 地方財政審議会付議（説明）案件

令和 6年 3月 5日（火）

（案件名）

- ・ R6 能登半島地震に係る地域福祉推進支援臨時特例交付金等について  
（説明案件）

自治財政局 調整課  
三好理事官（内 23342）

## 新たな交付金制度（能登地域6市町向けの地域福祉推進支援臨時特例交付金）

(※) 珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、志賀町、七尾市

- 高齢化が著しく進み、半島という地理的制約から住み慣れた地を離れて避難を余儀なくされている方も多いなど、地域コミュニティの再生が乗り越えるべき大きな課題となっている能登地域の実情・特徴を踏まえ、高齢者の割合が著しく高い地域では長期の貸付という手法がなじみにくいことも勘案し、地域福祉の向上に資する新たな交付金制度を創設。

### ➤ 被災世帯の家財等・住宅再建に対する支援のための給付

- 【支援対象】 能登地域6市町(※)において、①家財等（自家用車含む）の滅失、②住宅半壊以上の被災をした、
- ・ 高齢者・障害者のいる世帯
  - ・ 資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯（以下の類型に該当する世帯）

i 住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯（含む 災害減免により住民税が全額免除になる者がいる世帯）、ii 能登半島地震の影響を受けて家計が急変し i の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）、iii 児童扶養手当の受給世帯、iv 能登半島地震の影響を受けて離職・廃業した者がいる世帯、v 一定のローン残高がある世帯、vi その他の類似の事情があると認められた世帯

- 【支援内容】 家財等支援：最大100万円（定額50万円＋自動車分定額50万円）  
住宅再建支援：最大200万円（賃借の場合：最大100万円）

※ 実費を勘案（簡便・迅速な手続とするため契約額で判断）

### 【実施主体】 石川県

### ➤ 地域の実情にあわせた福祉ニーズの高い被災者の支援

※ 被災者の生活再建に向けた訪問・個別継続的な伴走支援など

※ 費用負担：国 4 / 5 県 1 / 5（特別交付税8割）

	家財	自動車	住宅再建（最大）	
全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊	50万円	50万円	建設・購入 補修	200万円
			賃借	100万円

## （参考）自宅再建利子助成事業（石川県事業）※特別交付税措置を検討

- 若者・子育て世帯をはじめ、資金の借入により住宅を再建しようとする世帯についても、足下の物価・金利情勢を踏まえた遜色ない対応が必要であることから、石川県の事業として、住宅融資の金利負担助成を実施。

- 【支援対象】 石川県内の半壊以上の世帯で、県内で住宅の新築・購入、又は補修を行う世帯
- （収入要件）
- ・ 給与収入のみの世帯：600万円以下
  - ・ 子育て世帯（23歳未満の子を扶養する世帯）：所得制限なし

【支援内容】 自宅の再建等のための融資に係る利子分に対する助成（最大300万円）

※ 「新たな交付金制度による給付」と「自宅再建利子助成事業による助成」のいずれかを支給

高齢者等  
のいる世帯

新たな交付金制度  
(能登6市町)

(借入困難)

- ・借入・返済が困難な類型(\*)を設定
- ・自宅再建利子助成を受けられなかった世帯にも丁寧に対応

高齢者等  
のいない世帯  
(現役世帯)

(借入可能)

自宅再建利子助成事業  
(県内全域)

※子育て世帯は所得制限なし

子育て世帯を幅広くカバー

両制度を組み合わせ  
高齢者から子どもまでの  
地域コミュニティ  
への定着をはかる

(※) i.住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯（災害減免により住民税が全額免除となる者がいる世帯を含む）、ii.家計急変世帯、iii.児童扶養手当の受給世帯、iv.離職・廃業した世帯、v.ローンの一定残高がある世帯、vi.その他類似の事情がある世帯

令和6年2月27日（火）大臣会見  
松本総務大臣の閣議後記者会見（抜粋）

もう1件は、能登半島地震に関連してですが、改めて、地震においてお亡くなりになられた方々、ご遺族に哀悼の誠を捧げるとともに、被災された方々にお見舞い申し上げたいと思います。

先日、石川県を視察された総理から、被災者支援事業の実施により生じる石川県の財政負担に対する地方財政措置の検討指示がございました。

この指示を踏まえ、厚生労働省が創設する新たな交付金制度について、石川県が負担する経費の8割を、新たに特別交付税により措置することといたしました。

また、被災者の住宅再建に対して、石川県が単独事業で実施する利子助成事業について、復興基金の検討も含めて、特別交付税措置を検討することといたします。

石川県はじめ、被災地の自治体にも大変ご尽力いただいている中でございまして、皆様にもご報告しましたが、石川県が一元的に確保して被災地支援に当たる宿泊施設の経費に関して8割地方財政措置を講じてきたところですが、早速様々な形でご利用いただいているように受け止めているところでありまして、さらに復旧・復興が前に進むように、私どもも今回震災によって、地震によって生じた財政需要を丁寧に把握して、被災自治体の財政運営に支障が生じないように、適切に対応したいと思っております。

（中略）

問： 復興基金の検討というご発言があったと思うのですが、これはいつ頃の創設を念頭に置いていらっしゃるのか。また、対象事業としては石川県の利子助成事業に限定するのか、それとも様々なのか、お願いします。

答： 復興基金については、これまでも概ね災害発生時から何か月か経ってから設けているケースが多いのですが、と申しますのも、最終的には被災自治体の財政支援ということですが、国が進める事業、国と自治体と一体となって進める事業、自治体がお進めになる事業などを総合的に勘案する中で、いわば財政的な隙間をどうバックアップするかといった側面もあるものですから、まずは復旧・復興の実質、実態を急いで進めつつ、我々も、先ほども申しましたように各自治体の財政状況を見ていながら、しっかりバックアップをさせていただくという意味で、その必要性も検討していきたいと思っております。基金ということであれば、複数年度にまたがる支援が必要かどうかといった視点も含めて、単年度の支援で行うものも含めてしっかり財政的には支えていきたいと思っております。